

国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定（第 1 期）の変更
について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

（説明） 協定内容の一部を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年 4 月国立市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定（第 1 期）の変更
について

国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定（第 1 期）（平成 29 年 3 月 23 日議決）の一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

記

- 1 委託内容 「イ 市道北第 1 号線の改修及び電線共同溝整備工事」を
「イ 市道北第 1 号線の電線共同溝整備工事」に変更する。
- 2 変更理由
工事入札不調により協定期間内に工事が完了しないため、国立駅周辺

道路等整備事業の委託に関する施行協定（第1期）第15条に基づき、委託内容を変更する。